

# 豊田市立浄水中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為である。いじめられた生徒は心身に深刻な影響を及ぼす。近年、いじめをうけた生徒が自ら命を落とすといった事例が後を絶たない。浄水中学校の生徒がこのような被害者や加害者になってしまふ行為を何としても未然に防ぐ必要がある。

校訓「至誠」のもと、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるように、生徒一人一人が大切にされているという実感をもち、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、交流館と一体型施設という視点から、地域の方々との関わり合いを密にし、生徒の異変に気付けるよう、連携をとっていく。

そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できるまごころあふれた学校づくりを進める。

## ○具体的方策

- ・生徒一人一人が心地よいと感じられるよう、互いに認め合い、励まし合い、高め合える集団を育成し人間関係の形成を図る。
- ・人との関わり合いの中で主体的に活動することのできる生徒を育成することで、他者に対する思いやりの心情が芽生えるよう、学校だけでなく地域と連携した活動を行う。

### (1) 道徳教育

- ・校訓「至誠」を日常の生活の中で実践する意欲を培い、節度と調和のある生活を築こうとする態度を育てる。
- ・「ボランティア」と「小中連携」を重視し、地域ぐるみで規範意識を醸成し、モラルの向上に努める。

### (2) 特別活動

- ・望ましい学級経営を支える特別活動のあり方を求め実践することで、集団の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育む。その中で、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。

### (3) 保健教育

- ・心身の健康に留意し、生活習慣の見直しや改善を図るとともに、いのちの大切さについて学び自主的に健康管理ができる能力を育てる。

### (4) 進路指導

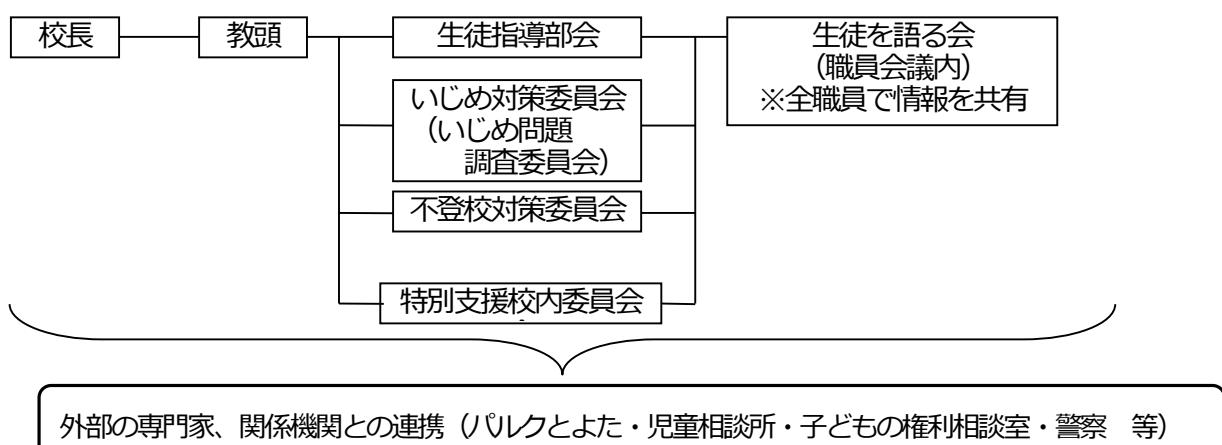
- ・進路に対する関心と理解を深め、自己の能力と適性を知り、伸ばしていく中で進路を選択し、生涯にわたって主体的に生きようとする態度を育てる。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「生徒を語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として一丸となって対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談主任、養護教諭、教育相談コーディネーターで構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(いじめ防止対策組織)



## (1) 「いじめ対策委員会」の役割

### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを定期的に実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・年に数回、現職教育を通じて、校外研修のいじめに関する研修の伝達講習を行い、周知徹底に努める。

### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ホームページ等を通して、学校いじめ防止基本方針の周知やいじめ防止の取組状況、学校自己評価の結果等を発信する。

### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ対応相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ対応相談票」を提出する。
- ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な経過観察と適宜、面談等を行う（3か月を目安とする）。

### オ いじめ防止の年間計画

月	学校行事	生徒指導	保護者への啓発	教員の研修等	地域会議
4	入学式		「学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載	「学校いじめ防止基本方針」の検討	
5	体育祭	つながりアンケート 教育相談週間		いじめ対策委員会	
6	修学旅行	hyper-QU			
7				いじめ対策委員会	
8		つながりアンケート		現職教育	
9	自然教室 学校保健委員会	教育相談週間 学校保健委員会	学校保健委員会への呼び掛け	いじめ対策委員会	
10	合唱コンクール 文化祭（まごころフェスタ）				教育協議会
11		つながりアンケート 教育相談週間 hyper-QU	保護者アンケート	いじめ対策委員会	人権週間への参加 呼び掛け
12				現職教育	
1		つながりアンケート			
2		教育相談週間	学校評価の結果をHPに掲載	学校自己評価 いじめ対策委員会	教育協議会
3	3年生を送る会 卒業式 修了式			「学校いじめ防止基本方針」の見直し	

## (2) 「子どもを語る会」の役割

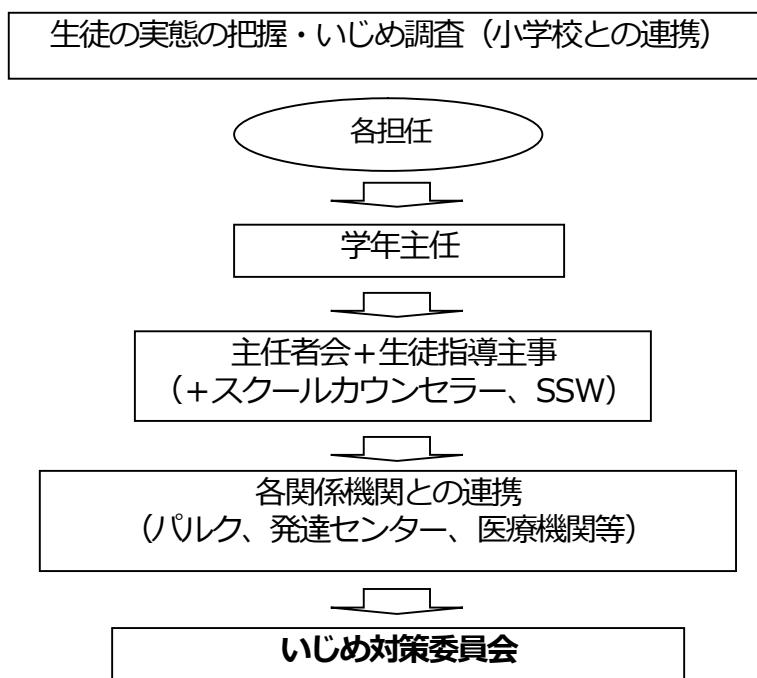
- ・全教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

## (3) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童（生徒）の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時的に開催する。

## (4) 「いじめ対策委員会」の開催時期

- ・5月、7月、9月、11月、2月に開催する。
- ・いじめの事実への対応のため、必要に応じて随時開催する。



### ＜いじめ対策委員会構成員＞

- |                                   |            |               |       |
|-----------------------------------|------------|---------------|-------|
| ○校長                               | ○教頭        | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 |
| ○校務主任                             | ○教育相談主任    | ○生徒指導主事（主任）   |       |
| ○学年主任                             | ○養護教諭      | ○スクールカウンセラー   |       |
| ○スクールソーシャルワーカー 等                  |            |               |       |
| ※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える |            |               |       |
| ○主任児童委員                           | ○学校運営協議会委員 | ○P T A代表者 等   |       |

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒との対話、家庭訪問、電話による相談などを通じて、生徒の内面理解に努める。
- イ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 担任教師と生徒との信頼関係を築き、心のつながりを深める。

- 工 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- オ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- カ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- キ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- ク 児童（生徒）自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。
- ケ 年2回の「hyper-QU」を実施から、学級の様子や個々の生徒の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

## （2）いじめの早期発見の取組

- ア つながりアンケート（いじめ防止アンケート）や教育相談を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

### つながりアンケート（全学年）年4回実施

### 教育相談週間（全学年）年4回実施

- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 地域学校共働本部を活用し、開かれた学校づくりを進めることで、地域や保護者からの情報が入りやすいようにする。
- オ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

## （3）いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障がい者相談センター、必要に応じて、豊田市いじめ防止対策委員会の委員やとよた子どもの権利相談室の専門家等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

## 4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

いじめによる重大事態とは、①「いじめにより学校に在籍する子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいう。

#### <① の例>

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

#### <② 相当の期間とは>

- ・文部科学省における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会へ状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となつた場合は、速やかに教育委員会に報告し、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、生徒や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者の学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、いじめ防止対策組織でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 済水中学校運営協議会において、学校及び地域の取組の検証を行い、次の取組を協議する。

### 6 その他

- (1) 職員会で各学年のいじめ・不登校に関する情報・取組を話し合い、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める（毎月1回）。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。